

フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）特別教育

墜落制止用器具（安全帯）は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。

但し、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれなる場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」（改正法令に基づくもの）を使用できます。

現行法令に基づく安全帯は使用禁止になります。

（完全施行日2022（平成34）年2月2日～）

・・・フルハーネス型を使用する場合は特別教育が必要です・・・

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（改正法令に基づく器具）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）は特別教育が必要となります。（適用日2019（平成31）年2月1日～）

（ロープ高所作業は別の特別教育が必要となります。）

（労働安全衛生規則 第36条41号）

墜落制止用器具とは

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に変更となります。（法令用語）

- ・ 胴ベルト型（一本つり）○
- ・ ハーネス型（一本つり）○
- ・ 胴ベルト型（U字つり）×は認められません。

建設現場等においては「安全帯」の用語を使用しても差し支えありません。



特別教育の学科講習科目と時間数

学 科 講 習 科 目	時間数
1. 作業に関する知識	1 時間
2. 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	2 時間
3. 労働災害の防止に関する知識	1 時間
4. 関係法令	0. 5 時間
実 技 講 習 科 目	
5. 墜落制止用器具の使用法等	1. 5 時間
合計時間	6 時間

講習終了後に簡単な確認テストを行います。

本講習は「学科講習」と「実技講習」を実施します。1日間（6時間講習）

免除講習（一部の科目を省略可能）は、当協会では実施していません。

本講習を受講された方には、後日になりますが「修了証」（資格証）を発行します。

（講習当日ではありませんのでご了承下さい。）

労働局登録教習機関

一般財団法人 労働安全衛生管理協会

本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）

TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>